

特定非営利活動法人 シニアネット相模原

役員報酬規程

(目的)

第1条

この規程は、特定非営利活動法人シニアネット相模原(以下「本会」という)の定款第17条の規定に基づき、役員報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(役員の定義)

第2条

この規程において役員とは、定款第11条に規定する理事および監事をいう。

(役員報酬)

第3条

役員報酬は無給とする、但し、総会の議決を経て職務を執行するために要した費用を弁償することができる、内容は理事長が別に定める。

(旅費手当)

第4条

旅費手当は無給とする、但し、理事会の議決を経て本会の運営に関する会議の出席にかかる旅費は支給することができる。

(その他)

第5条

この規程に定めない事項については、必要に応じて理事会の議を経て理事長が定める。

(規程の改廃)

第6条

この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行うものとする。

(附則)

1. この規程は平成19年4月1日に制定し、平成19年4月1日から施行する。

特定非営利活動法人 シニアネット相模原

社員給与「雑給」規程

(目的)

第1条

この規程は、特定非営利活動法人シニアネット相模原(以下「本会」という)の定款第40条の規定に基づいた事務局社員及び、ワーキンググループ社員の給与「雑給」に関する事項を定めることを目的とする。

(社員の定義)

第2条

この規程において社員とは、定款第6条に規定する正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

(社員給与「雑給」等の意義)

第3条

この規程における社員給与「雑給」等とは、本会が社員に対し、社員としての業務の対価として支払うものをいう。

(社員の給与「雑給」)

第4条

社員の給与「雑給」は、ワーキンググループの事業活動に対する報酬であって成果主義比例配分の金額とする。

(給与「雑給」額の決定)

第5条

社員の給与「雑給」は、社員の経験や能力、事業活動等を考慮した上、ワーキンググループの事業活動チームリーダーが定めるものとする。

(給与「雑給」の支給日および支給方法)

第6条

支給振込日は、事業活動終了後、収支清算書発行月の翌月20日～28日の間とする。ただし、28日が日曜日に当たるときは翌日、土曜日に当たるときは翌々日、休日に当たるときは翌日を支給振込日とする。

2

支給方法は社員の同意を得て、当該社員の本人名義の預貯金口座への振り込みによる方法により支払う。

(通勤手当)

第7条

通勤手当は、事業活動収支清算書の中でワーキンググループの事業活動チームリーダーが定め金額を算出し収支清算書に反映する。

(超過勤務)

第8条

超過勤務は、事業活動収支清算書の中でワーキンググループの事業活動チームリーダーが定め金額を算出し収支清算書に反映する。

(源泉徴収と振込手数料)

第9条

社員の給与「雑給」は、ワーキンググループの事業活動チームリーダーが定める収支清算書の成果主義比例配分の金額から乙種源泉金額と振込み手数料を差し引くものとする。

(その他)

第10条

この規程に定めない事項については、必要に応じて理事会の議を経て理事長が定める。

(規程の改廃)

第11条

この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行うものとする。

(附則)

1. 規程は平成19年4月1日に制定し、平成19年4月1日から施行する。